

条例見直し調書

作成年度 平成20年度

条例名	証人等の費用弁償に関する条例		
条例番号	昭和28年神奈川県条例第12号	法規集	第2編第4章第1節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方自治法第207条に基づき、同法第100条第1項の規定により出頭した選挙人等の費用弁償並びにその支給方法について定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法第207条に基づき、証人等の費用弁償並びに支給方法について、条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	証人等の費用弁償として支給する旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容である。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	証人等の費用弁償として支給する旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法に基づき、証人等の費用弁償について、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法に基づき、証人等の費用弁償について定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他	法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。		特記事項
			法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無